役員等報酬等支給基準

社会福祉法人ともの家

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ともの家(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする理事をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員等に対しては,職務執行の対価として,次のとおり報酬等を支給するものとする。
- (1) 常勤の理事 報酬、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、この規程において定める報酬等は支給しない。ただし、施設業務日以外のものは除く。

(報酬等の額の算定方法)

- 第5条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、在職年数や実務等を勘案し、理事会において決定する。
- (1) 報酬 報酬月額は、別表第1「常勤理事俸給表」から理事会において決定する。
- (2) 退職慰労金 別表第2に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給時期及び支給方法)

第6条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、 当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月10日(ただし,その日が金融機関の休日にあたる場合は,職員給与規程第6条の規定に準じて支給)
- (2) 退職慰労金 任期の満了,辞任又は死亡により退職した後1か月以内
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席や指導監査など、 法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に(死亡により退任した者の退職慰労金にあっては、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等が出張する場合は、社会福祉法人ともの家旅費規程に準じて旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第8条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任,退任,又は解任の場合の報酬額については,その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則この規程は、平成29年6月18日より施行する。平成31年1月27日改正施行令和5年6月18日改正施行

別表第1(常勤理事俸給表)

役職	支給基準額の上限額
理事長	月額 1,300,000円

別表第2

(常勤の理事の退職慰労金算定式)

最終報酬月額×在任年数

- ※上記計算式によって算出した額を上限に、理事会において決定する。
- ※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表第3(非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

	報酬(日額)
理事会等会議への出席	5,000円

(2) 監事

	報酬(日額)
監事監査等への出席	5,000円

別表第4(評議員の報酬)

	報酬(日額)
評議員会への出席	5,000円